



中国税関のペーパーレス税関申告のための試行改革

このアラートで検討している法規

- 税関の一般管理通達[2012] 38号 ペーパーレス税関申告の試行改革の実施に関する通達

背景

税関の一般管理通達[2012] 38号(以降「通達38号」という)が2012年7月31日に公表されました。当該通達では、分類通関改革の包括的な推進政策において、中国全土でペーパーレス税関申告を実施するための試行改革の実施に関する決定がなされ、更なる貿易の便利化が促進されることとなります。ペーパーレス税関申告改革は、通関業務改革の大きな一歩であり、申告書類のデジタル化及び分類関税システムの電子化をより促進し、最終的には、通関プロセスの全過程におけるペーパーレス化につながる改革となります。

ペーパーレス税関申告は、企業の通関手続きにおける紙による書類提出や税関署名の入手の手間を簡素化し、人手や時間の削減に役立ちます。企業は関連規定及び自社の申請資格の有無等を検討する必要があり、また、ペーパーレス申告の申請に際しては、その申請するメリットとデメリットを総合的に分析する必要があります。

主な規定

1 ペーパーレス税関申告に関する基本概念

ペーパーレス税関申告は、税関が、企業分類管理及びリスク分析に基づき、リスクのレベルに従って輸入/輸出貨物を分類し、企業が輸出入申告時に、紙による税関申告書及び関連資料を提出する代わりに、IT技術を適用します。この試行改革の対象となる企業は、直接的な税関申告手続の一環として、「China Electronic Port (中国電子ポート)」に電子申告書や電子添付書類を提出することにより、承認、調査、通関を享受することができます。

2 ペーパーレス税関申告の試行改革の範囲

- 北京税関: 輸入航空貨物
- 天津税関: 輸入海上貨物
- 上海税関: 輸出入海上貨物
- 南京税関: 税関特別監督地域における輸出入貨物
- 杭州税関及び寧波税関の間で移動される輸出入貨物

- 福州税関: 中国本土と台湾の間で取引される輸出入貨物
- 青島税関: 輸出海上貨物
- 広州税関: 輸出航空貨物
- 深圳税関: 港湾における輸出陸上輸送貨物
- 拱北税関: 港湾における輸入陸上輸送貨物
- 黄浦税関: 税関間を陸上輸送される輸出入貨物

3 パイロット企業の範囲

税関管理、AまたはAAクラスに分類された輸入/輸出企業および税関申告企業。

4 ペーパーレス税関申告の承認手続

- 1) 試行改革対象企業はペーパーレス税関申告に関する承認を、申告地の税関総局の所轄税関から受けます。
- 2) 試行改革対象企業は、申告地の税関総局の所轄税関および第三者証明機関 (China Electronic Port Data Centre) と電子申告の合意書に署名を行います。
- 3) 試行改革対象企業は、税関地域内でペーパーレス税関申告ができます。

税関の承認を受けた試行改革対象企業は、書面による税関申告とペーパーレス税関申告を選択することができます。

ペーパーレス税関申告を選択した税関の承認を受けた試行改革対象企業は、申告の際は、電子申告書および添付書類の電子データを同時に税関に提出する必要があります。

5 ペーパーレス電子申告に適さない状況

- 現在、ペーパーレス税関申告は許可証(ここには“入(出)国貨物通関申告書”は含まれません)を必要とする輸入品または輸出品に適用することはできません。
- ペーパーレス申告は関連税金について電子支払が選択されていない輸入品および輸出品に適用することはできません。

KPMG の考察

このペーパーレス電子申告の改革は税関業務における重要な進歩です。前回の改革は申告書のデジタル化をもたらしましたが、依然として紙の書類による提出が求められました。また、分類通関システムにおいては、通関過程におけるペーパーレス化を実現しますが、企業には依然として紙の書類の提出および保存が求められました。しかしながら、この最新のペーパーレス税関申告の改革は、前回の改革を基礎として、そのプロセスを更に押し進め、通関プロセスの全過程におけるペーパーレス申告を可能にするものです。

新しいプロセスでは、企業は紙の申告書および添付書類を印刷する必要がなく、代わりに、企業は電子的に税関に申告書を提出することができるため、当該改革は企業にとって有用なものとなります。税関が通関許可を行い、企業が通関許可証を受け取った後、企業は直接、品物の保管/受取を行うことができます。これにより、紙の書類の提出や税関署名の受領に関する手続が削減され、人手や時間も削減されます。

税関側からの視点としては、書面から電子調査への移行により効率性が更に向上します。電子データを共有することにより、税関内の多くの部門にて同時にリスク分析を行うことが可能となり、監督手続により焦点が当てられることとなります。更に、書面から電子申告への移行は、データへのアクセスや検索をより便利に、低コストに行えるようになります。

これらの税関申告の改革は、まだ試験的な段階であり、もっぱらAまたはそれ以上のクラスの企業に適用されます。しかしながら、税関が継続的に貿易促進の能力を改善していくとすると、改革の範囲は継続的に拡大され、近い将来 B クラスの企業にも適用される可能性もあります。

加えて、実施期間中に企業は以下の事項に注意する必要があります。

- リスクの低い品目について、税関は電子調査の後に自動的に貨物を通関させるでしょう。しかしながら、リスクの高い品目については、税関は依然として人手を介した調査に切り替えるでしょう。この場合、企業は、承認を得るために、税関から紙の書類の提出を求められるでしょう。
- ペーパーレス申告の便利さを享受する一方で、企業には義務も生じます。第一に、ペーパーレスになるために、税関申告企業は税関資格調査を受ける必要があります。第二に、企業はペーパーレス申告を行うためにデータを電子的に送ることができなければなりません。第三に、税関書類保持に係る要求事項を満たす書類保管システムを確立する必要があります。第四に、企業は通関前の確認調査や通関プロセス中で追加される調査、通関後のサンプリングおよび調査を含む税関の調査に対応する必要があります。
- Aまたはそれ以上のクラスの企業のみがペーパーレス電子申告を申請することができます。よって、この制度を申請する前に、より厳しい税関法令順守の要求事項を考慮する必要があります。

KPMG の支援

ペーパーレス税関申告の改革に関連して、我々が提供できるサービスには以下のものが含まれます。

- 企業によるペーパーレス申告を申請することのメリットとデメリットについての分析を支援するためのケーススタディーの提供
- 税関にペーパーレス申告を申請する際の各種支援。税関への必要情報の提出、各種手続の対応、関連当局との調整などを含む。
- 企業の ERP システムの調整に関して、税関の法的規制を満たすか、税関が必要とする書類や情報を提供できるか、報告手続の簡素化、及び税関申告の効率性の向上等のアドバイスの提供

具体的なコンサルティングサービスは以下を含みます。

- 既存の ERP システムに含まれる情報と税関が必要とする報告情報のギャップ分析
- システム構成要求事項とその他の税関申告のシステム関連手続に関する評価および問題点の整理
- ERP システム構成およびプロセスの最適化に関する助言の提供
- システム開発に関する ERP システム導入担当者の支援
- ERP システム最適化に関する体系的なチェックの提供
- 税関確認調査、定型調査、その他の事項に関連した企業支援

ご質問がございましたら、お気軽に KPMG の関税チームにご相談ください。

